

船橋市新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保等について支援を行うことにより、医療提供体制の整備・充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、船橋市（以下「市」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この要綱に基づき、市は、以下の事業を実施する。

(1) 病床確保支援事業

新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために確保した病床のうち空床となっている病床及び新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために休床とした病床に係る費用の支援を行う。

なお、補助対象となる病床は、以下のとおりとする。

ア 新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために確保した病床のうち空床となっているICU内の病床以外かつ重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床以外の病床（上記以外の病床）

空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させること等により、新型コロナウイルス感染症患者の発生・受入要請があれば、即時患者受入を行うことについて県と医療機関が調整している病床（即応病床）及び一定の準備期間内に即応病床とすることについて県知事と医療機関が調整している病床（準備病床）のうち、患者が実際に入院していない病床

イ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのために休床としたICU内の病床以外かつ重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床以外かつ療養病床以外の病床（上記以外の病床）

新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れのためにやむを得ず休床するものとして、県知事が認める病床で、患者が実際に入院していない病床

(対象施設)

第4条 対象となる施設は、県の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため病床を確保する市内医療機関のうち、県知事より協力医療機関（その他の確保病床分）・その他の医療機関として指定を受けた医療機関とする。

(実施期間)

第5条 第3条に掲げる各事業の実施期間は、「千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱」に準じる。

(事業の決定)

第6条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助金の交付の対象となる経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年11月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月6日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。